

東日本大震災に伴い川越市に避難している皆さんへ

所在地・連絡先をお知らせください

震災などに伴い市内に避難している皆さんは、現在の所在地・連絡先などの情報提供をお願いします。いただいた情報は、避難前に住んでいた県や市町村に提供し、次のようなお知らせなどに活用します。

- ①見舞金など各種給付の連絡
- ②国民健康保険証の再発行
- ③税・保険料の減免などの通知
- ④仮設住宅などの連絡

防災危機管理課 ☎224-5554

運転免許証など本人確認ができる物を持参し、防災危機管理課(本庁舎四階)で手続きしてください。

東京電力の「仮払補償金」について

福島第一原子力発電所事故に伴う仮払補償金は、次にお尋ねください。

- 東京電力埼玉カスターセンター ☎0120-995-442
- 福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404 (月～土曜日、午前9時～午後9時)

車いすの方専用の乗車用バス停を設置

都市交通政策課 ☎224-5519

用バス停を設置しました(上図)。

利用できるバスの行き先

- 神明町車庫・城西高校行き①番乗り場
- 八幡団地・東松山駅行き②番乗り場
- 鴻巣免許センター・鴻巣駅・新荒子行き④番乗り場
- 桶川駅西口・山ヶ谷戸行き、聖地霊園行き(臨時)⑤番乗り場

*③⑥⑦⑧番乗り場のバスは、通常のバス停から乗車してください。

*車いすの方とその介助者以外の利用はご遠慮ください。



* 〇は、2階部分(ペDESTリアンデッキ)

固定資産税の減免

資産税課管理担当 ☎224-5642

火災などで損害を受けた家屋の固定資産税・都市計画税のうち、納期限が到来していない分は、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。消防局予防課が発行する「り災証明書」を持参し、資産税課(本庁舎二階)に相談してください。

障害者の軽自動車税を減免

市民税課税制担当 ☎224-5637

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する場合は軽自動車税が減免になります。

ます(要申請)。また、これらの手帳を持つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために運転する場合も減免の対象です。昨年引き続き減免の申請をする方は、郵送での申請が可能です。

申請
5月24日(火)までに市民税課(本庁舎二階)。

必要書類

- 平成23年度軽自動車税納税通知書
- 運転免許証
- 各手帳

各手帳を持つ方のみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運転する場合は「常時介護証明書」

納税通知書などを発送しました

名称	対象	発送日	問い合わせ
軽自動車税納税通知書兼領収証書	平成23年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車の所有者	5月10日	市民税課税制担当 ☎224-5637
固定資産税・都市計画税納税通知書	固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者	5月10日	資産税課管理担当 ☎224-5642

市税納期のお知らせ

名称	納期限	問い合わせ
軽自動車税	5月31日	問合わせ
固定資産税・都市計画税(第一期)	5月31日	収税課収税管理担当 ☎224-5686

一番街の交通規制に対する意見を募集

都市交通政策課 224・5519 225・2895

今までの経緯

平成19年に、地域の二十一自治会・商工関係団体・交通事業者・関係機関・学識経験者からなる「川越市北部中心市街地交通円滑化方策検討委員会」を設置。具体的な検討を進めてきました。同21年には交通社会実験を行い、まち・人・車のより良い関係を模索してきました。

現在の課題

一番街は幹線道路であるとともに、周辺住民の生活道路です。さらに観光の中心になっているため、交通が集中し、歩行者の安全が十分確保できない状態。また、蔵造りの建物は自動車の振動による影響が指摘されています。

蔵造りの町並みを将来にわたって守りつつ、歩行者の安全を確保するためには、現在の道路幅の中で使い方を工夫しながら、北部中心市街地全体で交通対策を進める必要があります。

市の考え方の概要

同委員会は2月16日、川越市長に「賛否両論が出された」ことを述べたうえで提言書を提出しました。市では同委員会の提言に基づき、次の交通規制などを計画しています。

●基本方針

- ①歩行者の安全確保
- ②蔵造りの町並みを将来にわたって守ること

●交通規制

札の辻交差点から仲町交差点までの間を、終日北から南への一方通行とする。加えて春季および秋季に回数などを限定したうえで、日曜・祝日の日中を歩行者天国にする。

●交通渋滞対策

- 交通規制と合わせて、関係機関と協議しながら、段階的に次の取り組みを進める。
- ①交差点改良などの道路整備
 - ②パーク＆ライドや迂回誘導による通過交通の抑制
 - ③観光客のマナー向上に向けた取り組み

意見の募集

市が計画する一番街の交通規制に対して、皆さんの意見を募集します。

閲覧・募集時期：5月10日(火)

6月8日(水)

対象：市内在住・在勤・在学

または利害関係者

閲覧：市ホームページ、都市

交通政策課(本庁舎四階)・

出張所・連絡所・公民館・

図書館

意見の提出方法：住所・氏名・

電話番号、在勤・在学の方は

勤務先・学校名、利害関係

者の方はその内容を明記

し、〒350・8601川

越市役所都市交通政策課

(郵送・ファクス可)

意見の取り扱い

意見に対する市の考え方と、案を修正した場合の内容を公表します。類似の意見は取りまとめ公表し、個別の回答は行いません。また、個人情報公表しません。

市内循環バス「川越シャトル」見直しに対する意見を募集

都市交通政策課 224・5519 225・2895

意見の募集

駅や公共施設などを結ぶ市民の皆さんの足として運行している川越シャトル。市では、公募委員・学識経験者・関係機関・団体代表者などで構成する「市内循環バス『川越シャトル』諸問題検討委員会」を平成20年に設置。利便性・効率性を向上するため、昨年の公開事業点検の結果などを踏まえて、路線などの見直しについて検討してきました。

3月22日、同委員会から見直しに関する提言を受けました。市ではこの提言内容に基づいた形で、次の見直しを予定しています。

閲覧：市ホームページ、都市

交通政策課(本庁舎四階)・

出張所・連絡所・公民館・

図書館

意見の提出方法：住所・氏名・

電話番号、在勤・在学の方は

勤務先・学校名、利害関係

者の方はその内容を明記

し、〒350・8601川

越市役所都市交通政策課

(郵送・ファクス可)

市の考え方の概要

- ①現行十九路線を、利用状況などを基に十路線に再編する
- ②特定の施設への利用に偏った路線は施設送迎バスへと移行する
- ③土・日曜日、祝・休日のダイヤ導入など、ニーズに合わせた設定とする

意見の取り扱い

意見に対する市の考え方と、案を修正した場合の内容を公表します。類似の意見は取りまとめ公表し、個別の回答は行いません。また、個人情報公表しません。

男女共同参画基本計画を策定

男女共同参画課 224・5723

市では、平成23年度からスタートする川越市男女共同参画基本計画（かわこえ男女共同参画プランIV）を策定しました。

同計画は、市・市民・事業者が協働し、男女共同参画社会を実現していくこととするものです。

重点施策として、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護と自立支援の充実や、政策・方針決定過程への女性の登用を進められます。また、安心して子育てや介護ができるよう、仕事と生活の両立支援などに取り組んでいきます。

●男女共同参画情報紙を発行

年二回、男女共同参画に関する情報を幅広く提供している、男女共同参画情報紙「イーブン」。今回の特集は、育児に参加する父親「イクメン」と、農家の女性たちです。

「イーブン」は、男女共同参画課・女性会館・女性活動支援のひろば・出張所・連絡所・公民館・図書館で配布しています。

●サンライフ川越の教室を再開

芳野台二丁目一〇三・一五七 225・5445

3月25日発行の広報川越・十四ページでお知らせした教室を再開します。日程・定員などは、サンライフ川越のホームページをご覧ください。
教室名：ダンベルエクササイズ▼エアロビクス▼ヨガ▼卓球▼手あみ▼和裁▼着付（経験一年未満）▼スポーツ吹矢（経験一年未満）▼3B体操▼トレーニング▼トレーニング（ソフトバレエ中級）▼中国語（初級）▼空手道
経費：三千元

申し込み：5月28日（土）、午前9時から経費を添えてサンライフ川越（先着順）

5月29日（日）はごみゼロ運動

資源循環推進課 239・6267

ごみゼロ運動は、道路や公園などの公共の場に散乱しているごみや空き缶を拾って、清潔な環境を保つ運動です。川越が美しいまちであり続けるために、みんなで参加し、身近な環境美化をしましょう。

なお、ごみゼロ運動は、家庭のごみや粗大ごみを回収する日ではありません。

ごみゼロ運動以外にも……

市では、ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーを貸し出しています。ご利用ください。

また、県（川越県土整備事務所 243・2020）では、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロード

一般廃棄物処理基本計画策定

資源循環推進課 239・6267

サポート」、河川の清掃活動を支援する「水辺の里親制度」があります。

市では、廃棄物処理法に基づき、川越市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画」編と「生活排水処理基本計画」編を策定。このたび、同計画の見直しを行いました。

「ごみ処理基本計画」編は、生活環境保全と公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物の適正処理を行うための計画です。主な内容は次のとおりです。

- ①ごみ処理の現状
- ②ごみ発生量・ごみ処理量の見込み
- ③ごみ処理の課題
- ④ごみ処理の目標と基本方針

「生活排水処理基本計画」編は、汚水を適正に処理するための計画です。主な内容は次のとおりです。

- ①生活排水処理の現状
 - ②計画処理区域等の設定・見直し
 - ③し尿・汚泥の処理計画
 - ④合併処理浄化槽の事業推進計画
- 同計画書は、市ホームページ、資源循環推進課（資源化センター二階）で見ることができます。

付加年金で年金を増やせます

市民課国民年金担当 224・5764

付加年金保険料は、国民年金第一号被保険者を対象にした国民年金制度独自の上乗せの年金です。

定額の国民年金保険料に計算して付加年金保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

対象：第一号被保険者（農業・自営業・学生などで、65歳までの任意加入被保険者を含む）

*保険料の納付を免除されている方や国民年金基金に加入している方は、納付できません。

付加年金保険料（月額）：四百円
支給される付加年金額（年額）：二百円×付加年金保険料を納付した月数

納付開始：申し込み月から納付（さかのぼっての納付はできません）

申し込み：年金手帳・印鑑を持参し、市民課（本庁舎一階）・出張所・連絡所

20歳代の投票立会人を募集

選挙管理委員会事務局

TEL 224-6120

FAX 226-7713

選挙をもっと身近なものに感じていただくために、20歳代の方を対象に、期日前投票立会人を募集します。

投票立会人とは、各投票所の投票が公正・適正に行われるよう立ち会う人のこと。応募した方は「期日前投票立会人名簿」に登録されます。選挙が行われるごとに従事できる方を確認し、立会人



を
お
願
い
す
る
こ
と
に
な
り
ま
す。
* 応募者多数の場合、全員が従事できない場合があります。
* 平成23年度は、8月30日の任期満了による埼玉県知事選挙が予定されています。

を
お
願
い
す
る
こ
と
に
な
り
ま
す。
* 応募者多数の場合、全員が従事できない場合があります。
* 平成23年度は、8月30日の任期満了による埼玉県知事選挙が予定されています。

歳 29歳

内容：投票が公正・適切に行われるよう期日前投票所で立ち会い

従事する日：選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの間で指定する日

時間：午前8時30分～午後8時

場所：原則として市役所内に設置される期日前投票所

報酬：日額九千五百円

申し込み：住所・氏名・ふりがな・電話番号・生年月日、「投票立会人希望」と明記し、5月31日(火)(必着)までに〒350-8601川越市役所選挙管理委員会事務局(メール・ファクス可)

定期健康診断受診料補助

緊急地域経済対策室 TEL 224-6199

従業員は、定期健康診断を実施している事業主に、受診料の一部を補助します。

対象：次の要件を満たす事業主①市内の事業所で常時雇用従業員が三十人以下、②今後も継続的に定期健康診断を実施する、③納期到来の市税を完納している

補助額：従業員一人当たり受診料の50% (限度額三千円)

* 補助金は、年一回、通算三回まで受けられます。

川越市議会議員一般選挙の結果

選挙管理委員会事務局 TEL 224-6120

有権者数=273,959人(男=137,215人・女=136,744人)

投票者数=110,937人(男=54,648人・女=56,289人)

投票率=40.49% (男=39.83%・女=41.16%)

有効投票=109,319票▶無効投票=1,618票▶持ち帰り票=0票

候補者名(得票順・敬称略) 当=当選

当 関口いさむ	4,111票	当 大泉かずお	2,542票
当 おのざわ康弘	3,782.844票	当 三遊亭窓里	2,483.120票
当 川口けいすけ	3,749.509票	当 みうら邦彦	2,482票
当 きしきさとる	3,698票	当 かとう昇	2,439票
当 吉田光雄	3,548.082票	当 新井きいち	2,416票
当 わかさみどり	3,456票	当 高橋つよし	2,398票
当 山根ふみ子	3,303票	当 くらしま美恵子	2,366票
当 三上きくぞう	3,299票	当 かきた有一	2,304票
当 片野ひろたか	3,279票	当 やまきあやこ	2,274票
当 おのざわ哲也	3,270.155票	当 本山修一	2,211票
当 石川ともあき	3,244票	当 あけど亮太	1,711票
当 桐野ただし	3,159票	当 たかなしとしこ	1,667票
当 吉野いくえ	3,135票	当 おぎくぼ利充	1,508票
当 久保けい一	3,095票	田村つるお	1,370票
当 近藤よしひろ	3,037票	樋口なおき	1,142票
当 若海保	2,963票	坂本まさし	1,000票
当 中原ひでふみ	2,927票	仲ひろし	964票
当 牛くぼたきお	2,909票	もてぎみつお	717票
当 中村ふみあき	2,873票	小林しょうじ	529.879票
当 この英子	2,796票	しまむら伸夫	456票
当 江田はじめ	2,741票	よしだ文江	402.916票
当 しみず京子	2,728票	笠原拓男	172票
当 川口ともこ	2,660.490票	得票数の合計	109,318.995票

* 得票数の合計は、案分により生じた0.005票が切り捨てられています。

* 案分とは、同一の氏名・氏(姓)・名の候補者が2人以上存在し、投票用紙にその氏名・氏(姓)・名のみが記載されているなどで候補者を特定できない場合、その票をそれぞれの得票数に応じて分けることです。

対象：次の要件を満たす事業主①市内の事業所で常時雇用従業員が三十人以下、②今後も継続的に定期健康診断を実施する、③納期到来の市税を完納している

補助額：従業員一人当たり受診料の50% (限度額三千円)

* 補助金は、年一回、通算三回まで受けられます。